

## 1 整備基準見直しの目的

札幌市福祉のまちづくり条例の主要な整備項目（廊下、トイレなど）の遵守状況が3割程度である500㎡未満の小規模民間公共的施設におけるバリアフリー化を促進していく必要がある。

## 2 整備基準見直しの方向性

### 500㎡未満の小規模建築物における整備基準の変更

→より建築主等が対応しやすい基準を検討

施設内の通路・廊下等の幅、傾斜路の幅、トイレの広さなど



## 3 整備基準見直しの主な内容（案）

### 500㎡未満の建築物を対象

#### (1) 出入口（利用円滑化経路上にある出入口）

現 外部出入口幅90cm以上、内部出入口幅80cm以上

新 外部・内部出入口幅80cm以上

#### (2) 廊下等（利用円滑化経路を構成する廊下等）

現 幅140cm以上、末端付近及び50m以内ごとに車いす  
転回スペースを設ける場合は幅120cm以上

新 幅90cm以上

#### (3) 傾斜路（利用円滑化経路を構成する傾斜路）

現 幅140cm以上、車いす転回スペースを設けた廊下  
に接続するものは120cm以上、段併設の場合90cm以上

新 幅90cm以上

#### (4) 便所（車いす使用者用便所の構造）※別紙

現 車いす使用者の利用に十分な空間の確保（図1）

新 車いす使用者が利用し得る空間の確保（図2）

#### (5) 敷地内の通路（利用円滑化経路を構成する敷地内の通路）

現 幅180cm以上

新 幅90cm以上

#### (6) 敷地内の通路（利用円滑化経路を構成する敷地内の通路の傾斜路）

現 幅180cm以上、段併設の場合90cm以上

新 幅90cm以上

## 4 その他検討事項～札幌市福祉のまちづくり条例よりもバリアフリー法の基準がより高い逆転現象が生じている主な項目の是正について

#### (1) 便所（オストメイト）

条例 5,000㎡以上の建築物で1以上

法 2,000㎡以上の建築物で1以上  
（車いす使用者用便房に限定せず）



#### (2) 客室（車いす使用者用客室）

条例 3,000㎡以上の宿泊施設で1以上

法 2,000㎡以上の宿泊施設で  
客室総数の1/100以上（50室以上）



3 整備基準見直しの主な内容 (再掲)

(4) 便所 (車いす使用者用便所の構造)

現 車いす使用者の利用に十分な空間の確保 (図1)

新 車いす使用者が利用し得る空間の確保 (図2)

図1

上の図…札幌市福祉のまちづくり条例  
下の図…バリアフリー法建築設計標準

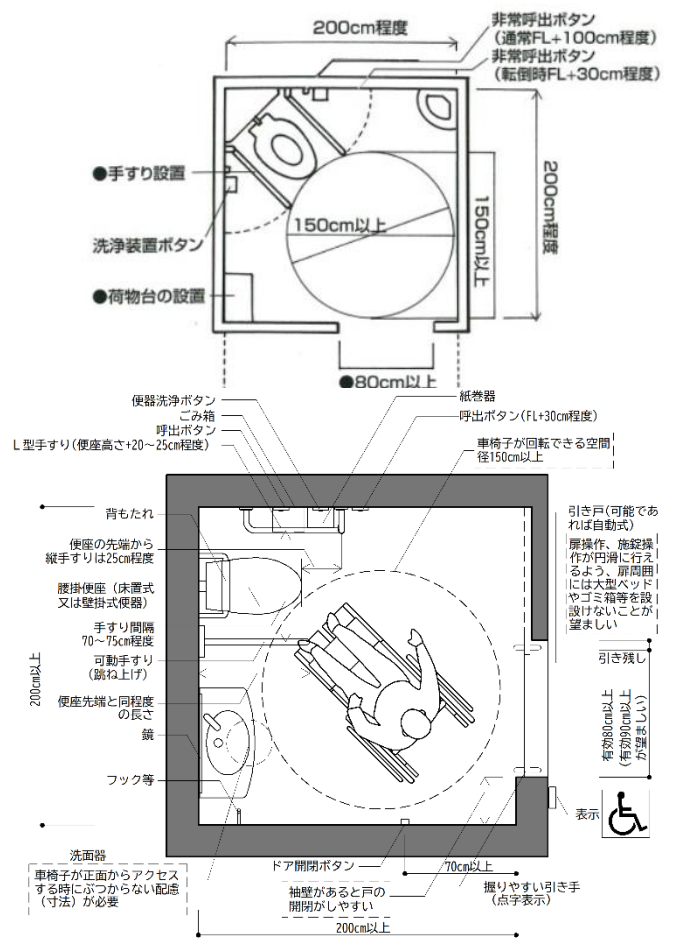
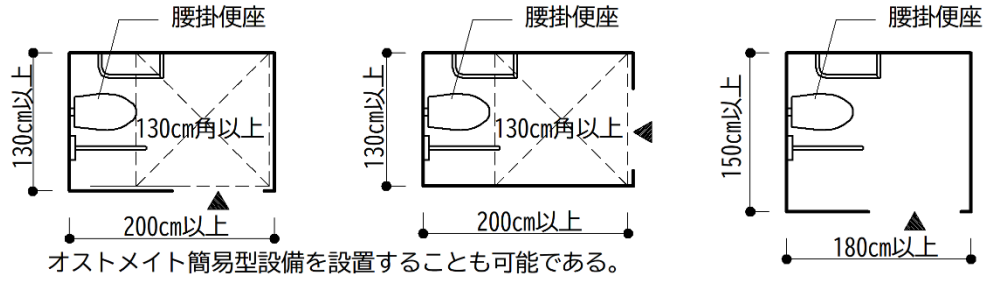


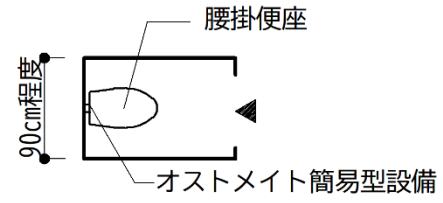
図2

図はバリアフリー法建築設計標準

○車椅子使用者用簡易型便房



○オストメイト用簡易型便房



《オストメイト用簡易型便房の例》



## 1 施設整備マニュアル改訂の目的

施設整備マニュアルの発行から一定期間が経過する中、設計者等より、整備基準についてより分かりやすい解説を望む声が寄せられているほか、整備基準の数値のみでは表せない多様な利用者の特性やニーズに配慮した整備を進める必要があること、さらには、近年、需要が高まっている望ましい設備・整備について周知啓発していく必要が生じている。

## 2 施設整備マニュアル改訂の方向性

- 整備基準の解説の整理  
解説文や設計ポイントの具体化・可視化（曖昧な表現を数値化、イラストの更新、画像の挿入など）
- バリアフリーチェックの意見反映  
市がこれまでに蓄積したバリアフリーチェック等における当事者意見の反映（望ましい整備やコメントとして反映など）
- 望ましい整備の更新  
近年、需要が高まっている望ましい設備や整備の反映（Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン、他都市の施設整備マニュアルの望ましい整備、カラーユニバーサルデザインの反映など）

Governance 基準の明確化

Consensus 当事者意見の反映

Society 社会の要請

## 3 改訂版施設整備マニュアルの全体構成

### 現行版 施設整備マニュアル全体構成（抜粋）

#### I 札幌市福祉のまちづくり条例のあらまし

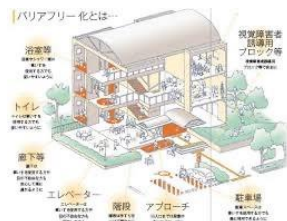
条例の趣旨、概要

建築物の利用実態による分類

#### II 整備基準と解説

建築物

敷地内の通路



#### III 関連資料

障がい者のための国際シンボルマーク

### 改訂版 施設整備マニュアル全体構成（案）

#### I 札幌市福祉のまちづくり条例のあらまし

ユニバーサルデザインの基本的な考え方 (New)

心のバリアフリーの重要性 (New)

障害者差別解消法の趣旨 (New)

建築物の利用実態による分類（分類内容の簡略化）



#### II 整備基準と解説

建築物

造作・機器 (New)

カウンター、記載台、案内表示、発券機、自動販売機

乳幼児用設備、水飲み器、視覚障害者誘導用ブロック など



#### III 関連資料

カラーユニバーサルデザインの考え方 (New)



## 1 バリアフリーチェックについて

札幌市が公共的施設を整備する際、数値化されたバリアフリー基準のみに頼るのではなく、人の目や感覚に基づく取組として、設計・施工段階で障がい者・高齢者による図面や現地のチェックを実施し意見を求めるシステム

これまで蓄積した御意見の「さらに望ましい整備」について、改訂版マニュアルの「望ましい整備」への追加を検討する。

## 2 トイレ整備事例集の反映①

配置	守るべき基準 ※抜粋(以下同)	多数の者が利用し、又は障がい者、高齢者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上を車いす使用者用便房とする(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所内に設置する)
	望ましい整備 ※抜粋(以下同)	不特定多数の人が利用する便所を設ける階に車いす使用者用の便房を1つ以上設置
	さらに望ましい整備 ※バリアフリーチェックで蓄積した御意見(以下同)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車いす使用者が移動に時間がかかることを考慮し、メインホール等からトイレへの動線(距離)に配慮する。</li> <li>・各階のトイレの配置(男性用・女性用・車いす使用者用便房)を同じにする。</li> <li>・車いす使用者用便房は「男性用」「女性用」とは独立して設置</li> <li>・男女共用の独立した車いす使用者用便房がある場合でも、車いす利用者が利用でき、オストメイト設備がある広めの便房を設置</li> </ul>
表示	守るべき基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出入口又はその付近に、車いす使用者用便房が設けられている旨を見やすい方法により表示する</li> <li>・〔※不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用する便所〕</li> </ul> 出入口又はその付近に、必要に応じ、点字による案内設備を設ける
	望ましい整備	-
	さらに望ましい整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車いす使用者用便房内部の音声案内の設置</li> <li>・トイレの外側に、トイレの場所や男女の区別を誘導する音声案内を設置</li> <li>・火災時の点滅ライトが見えやすくなるよう、背景の色を考慮</li> </ul>
手すり	守るべき基準	車いす使用者用便房は腰掛便座の両側に手すりを設置(利き手や麻痺を考慮)
	望ましい整備	手すりの高さは65cm～70cmとする
	さらに望ましい整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・はね上げ手すりの幅は70～75cmが利用しやすい</li> <li>・右片麻痺と左片麻痺に対応するため、壁手すりと可動手すりの位置が逆の車いす使用者用便房を各階もしくは1階ごとに設置。場所については案内図等にて表示</li> <li>・一般用便房にも手すりを設置</li> </ul>



## 2 トイレ整備事例集の反映②

洗浄装置	守るべき基準	洗浄装置は、靴べら式、光感知式その他の操作が容易なものとする
	望ましい整備	腰掛けたまま操作できる位置で、両側に設けることが望ましい (同一建物内では同一仕様の洗浄装置とすることが望ましい)
	さらに望ましい整備	・洗浄ボタンと非常用呼び出しボタンを離して設置する ・洗浄ボタンに点字表示
便房への 出入口	守るべき基準	出入口の戸には、施錠及び開錠が容易な施錠装置を設置
	望ましい整備	-
	さらに望ましい整備	・出入口の錠について、使用中か否かわかりやすい仕様とする ・開閉動作が容易であるため引き戸または折れ戸が望ましい
オストメイト等 への対応	守るべき基準	※(旅客施設や床面積5,000㎡以上の建築物) 人工肛門又は人口ぼうこうを使用している者がパウチやしびんの洗浄ができる水洗装置を設置
	望ましい整備	温水が出るシャワー及び温水洗浄器を設置
	さらに望ましい整備	全身が映る鏡の設置
乳児用いす・ 各種ベッドの 設置	守るべき基準	※(床面積2,000㎡以上の建築物) 1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)に、 乳児用いす又は乳児用ベッドを設置
	望ましい整備	
	さらに望ましい整備	ユニバーサルシート(大型ベッド)の設置
小型手洗器・ 洗面器	守るべき基準	
	望ましい整備	便房内に手洗い器を設置
	さらに望ましい整備	鏡を車いす利用者が利用しやすい低い位置に設置

新規



## 3 エレベーター整備事例集の反映①

出入口幅	守るべき基準	かご及び昇降路の出入口の幅は、内のを80cm以上（車いすが通過できる寸法）とする
	望ましい整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅を90cm以上とする</li> <li>扉は、車いす用操作盤に連動して開閉時間が延長されるものなど配慮が必要</li> </ul>
	さらに望ましい整備	<p>施設の設置目的に応じた出入口幅を確保する</p> <p>（運動施設に設置するエレベーターは、競技用車いす（幅90～110cm）が円滑に利用できる幅を確保する等）</p>
車いす使用者用の制御装置	守るべき基準	かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設ける必要がある
	望ましい整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さ100cm程度が望ましい</li> <li>かご内の緊急呼び出しボタンやインターホンは車いす使用者の手の届く位置に設置する。</li> </ul>
	さらに望ましい整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さは90cm程度とすることが望ましい。</li> </ul> <p>標準的な車いすの使用者が、水平に手を伸ばした高さが約90cmとなることから、90cm程度の設置とすることが望ましい。</p>
音声装置（※）	守るべき基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>かご内には、到着階、かご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設ける</li> <li>かご内又は乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設ける（かご内だけではなく乗降ロビーにおいても、音声による案内を聞くことができるよう配慮する。）</li> </ul>
	望ましい整備	
	さらに望ましい整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>エレベーター内の音声案内について、分かりやすい表現とする。</li> </ul> <p>例）羽田空港のエレベーターで、「出口はこちら側です」の音声案内だったが方向が分からなかった事例がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>エレベーター内に複数の出入口がある場合、具体的な説明が必要</li> </ul>

※ 学校、共同住宅に設けるエレベーター  
 学校、共同住宅以外の施設で、不特定多数の者が利用、又は主に視覚障がい者が利用するエレベーター



## 3 エレベーター整備事例集の反映②

## デザイン

## 新規

守るべき基準	
望ましい整備	
さらに望ましい整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弱視の方が利用できるよう、「壁と上下ボタン等の色」「扉と壁の色」のコントラストを強める、ダウンライトを設置する等の工夫が必要</li> <li>・エレベーター外(そと)の照明が暗いと、操作ボタンが分からない。操作ボタンを見えやすく(明るく)することが必要 例) 二十四軒エレベーター駅は操作ボタンが分かりにくいという意見あり。</li> <li>・エレベーター内の開閉表示を分かりやすくする必要がある。 ⇐⇒ ⇨⇩等の矢印のみの表示は分かりにくいいため、分かりやすいマークや文字を使い、「あく・しめ」「開・閉」等誰でも分かる表示とすることが必要。</li> <li>・文字やマーク等が見やすいよう各ボタンは大きいものとする。</li> </ul>



## その他

## 新規

守るべき基準	
望ましい整備	
さらに望ましい整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗降階が複数の場合、可能な限り出入口の方向は一定とする。 エレベーターに乗った時から降りやすい方向に対応できるよう準備する方も多く、階ごとに戸の開く方向が異なると、その度に降りやすい方向へと体の向きを変える必要が生じるため、負担となる。</li> <li>・エレベーターは利用箇所から近く、便利な場所に設置</li> <li>・弱視者の場合、壁など高いところの表示を見つけるのが難しいため、エレベーターの設置場所の表示について、床に案内表示する等、分かりやすいものとする。 例) 病院などでは、床に行き先をテープと文字で表示して移動しやすい。</li> </ul>

## 1 設計者からの意見聴取の目的

札幌市福祉のまちづくり条例に基づく公共的施設の新設等の事前協議に際して、建築物を設計し協議の担当となる設計者の意見を聴取し、その意見を反映させることにより、より実用に即した使いやすい施設整備マニュアルとする。

## 2 設計者からの意見聴取の相手方（候補団体）

### 一般社団法人 北海道建築士事務所協会

建築士事務所が行う業務の適正な運営と消費者の保護を図ることを目的として建築士法に定められた法定団体であり、建築設計実務に精通する建築士事務所を構成員とする組織であることから、本マニュアル改訂に係る意見聴取の相手方として適切と考えられる。

## 3 設計者からの意見聴取の手法（案）

### (1) 参加者

一般社団法人 北海道建築士事務所協会会員

### (2) 人数

5人×2グループ（10人）

### (3) グループヒアリング

2時間×2グループ

※ 事前準備として、改訂版施設整備マニュアル素案を送付の上、意見調書に記載いただく想定



## 4 実施スケジュール

R4(2022)



R5(2023)

R6(2024)

### 令和5年1～2月（予定）

令和4年12月に開催を予定している第3回施設整備マニュアル改訂に係る検討部会における素案審議を踏まえ、適切な時期に実施する。